

告 示

埼玉県告示第五百四十号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ(2)(一)」を「別表都市整備部の項第三百三十一号金額の欄イ(2)(一)」に改める。